

熊本県中小企業等グループ施設等復旧 整備補助事業 「復興事業計画」の第二次公募につい て

公募のポイント



中小企業等の皆さまの施設・設備の復旧・整備等を支援します  Kumamoto Prefecture
(平成28年度 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
に必要となる「復興事業計画」の募集について)

熊本県では、「平成28年熊本地震」により、被災された中小企業等の皆様の施設や設備の復旧・整備、並びに商業機能の復旧促進を支援するため、「平成28年度 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を実施します。

本事業により、補助金の交付を受けるためには、事前に複数の中小企業者等が参加するグループの「復興事業計画」を県に申請し、その認定を受ける必要があります。

8月29日(月)より「復興事業計画」の第二次公募を開始しますので、そのポイントをご説明します。

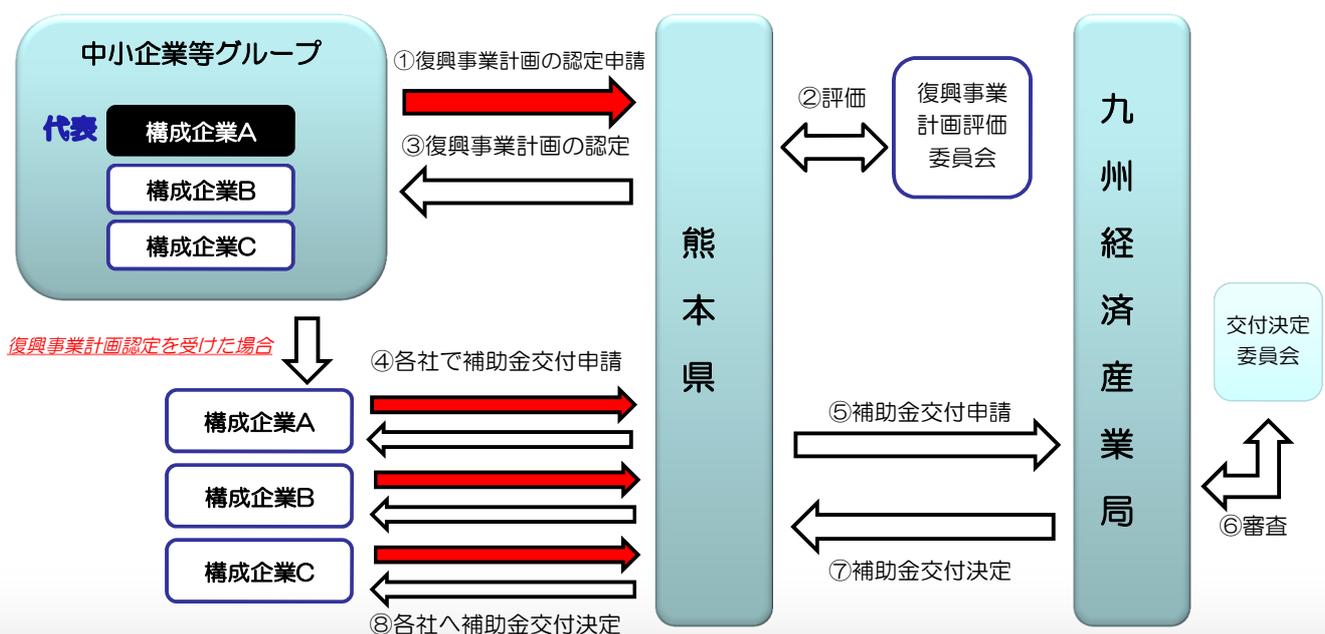
なお、平成28年4月14日以降、交付決定日前に着工・実施した施設や設備の復旧・整備等についても補助の対象となる場合があります。

※写真や書類等で確認ができるもので、適正であると認められる場合など

平成28年熊本地震により、甚大な被害を受けた地域（熊本県内全域）において、県の認定する中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」「被災地域の復興」「コミュニティの再生」「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的とします。

1-② 事業スキーム（交付決定までのイメージ）

●本事業により、補助金の交付を受けるためには、事前に複数の企業等が参加する「復興事業計画」を県に申請し、その認定を受ける必要があります。



2-① 申請の要件（補助対象事業者について）

区分	補助対象事業者	詳細
①	中小企業者	中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等（みなし大企業・みなし中堅企業は除く）
②	中堅企業及びみなし中堅企業等	①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等（みなし大企業は除く）
③	みなし大企業	親会社から支援が受けられない事情がある事業者
④	大企業及びみなし大企業	①～③が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している事業者

【参画できない者】

◎暴力団又は暴力団員等に該当する者（グループの構成員として参画できません）

◎県税に未納がある者（補助金を受給することはできません）

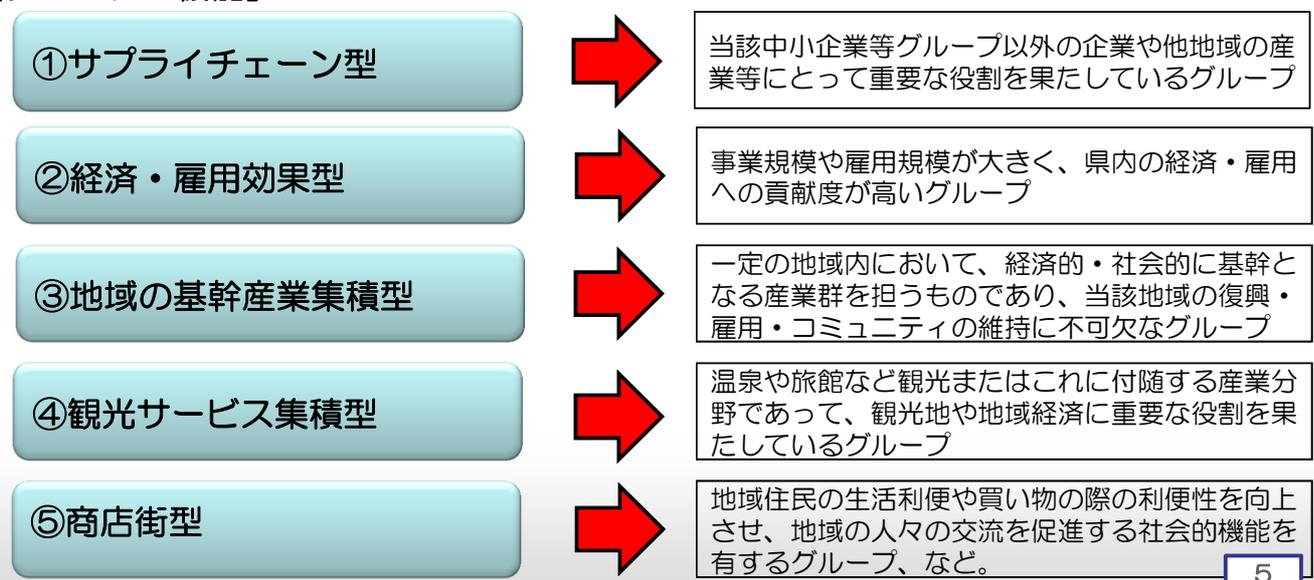
【参考】
補助対象事業者の
区分ごとの補助率
（イメージ図）

大企業 資本金 10億円	原則、補助対象外 ※例外：④の場合、補助率1/2		補助率1/2 みなし大企業 （③の場合）
中堅企業	②補助率1/2		
中小企業者	①補助率3/4	みなし中堅	
		4	

2-② 申請の要件（中小企業等グループの要件）

- 「復興事業計画」の申請ができるグループは、複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループとなります。（※被災要件あり）
また、グループの構成員が補助金を受けようとする場合には、その構成員の事業所等が熊本県内に所在していることが要件となります。
なお、この中小企業等グループに中小企業以外の事業者も構成員として参加することは可能ですが、大企業など、補助金交付の対象外となる場合があります。

【グループの機能】



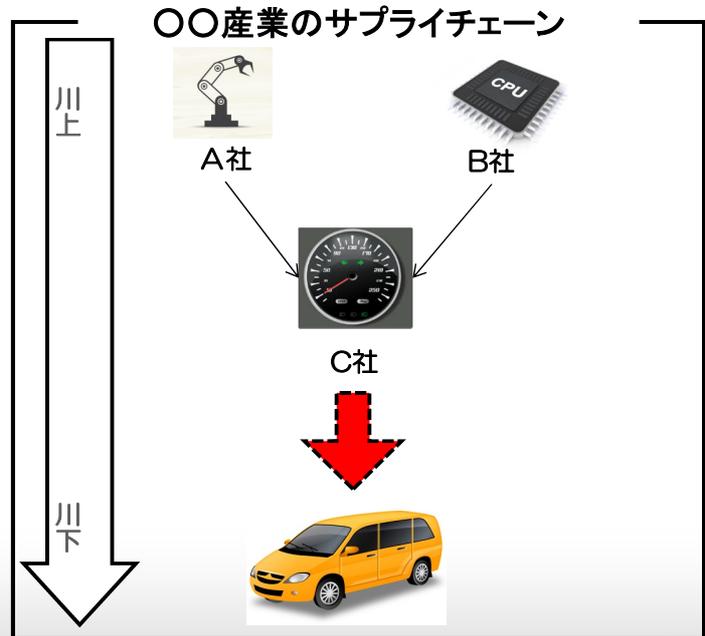
2-③ 申請の要件（サプライチェーン型）

【申請イメージ】 ※中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成28年熊本地震による被災等の影響を受けていることにより、中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていることが要件となります。

半導体・自動車等の分野で部品供給企業、最終製品製造企業等で組成するグループを想定

- 復興事業計画参加企業
中小企業A社/B社/C社
- 補助金交付申請
中小企業A社/B社/C社
- 必要事業費
復旧・整備に要する費用
A社・B社：1億円
C社：5,000万円
- 補助金額
 - ・A社/B社
1億円 × 3/4 = 7,500万円
【自己資金：2,500万円】
 - ・C社
5,000万円 × 3/4 = 3,750万円
【自己資金：1,250万円】

※必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。



6

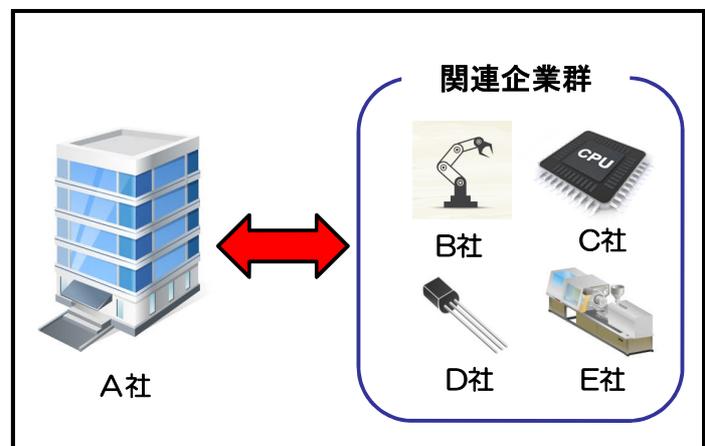
2-④ 申請の要件（経済・雇用効果型）

【申請イメージ】 ※中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成28年熊本地震による被災等の影響を受けていることにより、中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていることが要件となります。

ある程度事業規模の大きい企業等により組成するグループで、県内における雇用や生産額等の面で相当な割合を占めているものを想定

- 復興事業計画参加企業
中堅企業A社/
中小企業B社/C社/D社/E社
- 補助金交付申請
中堅企業A社
中小企業B社/C社/D社/E社
- 必要事業費
復旧・整備に要する費用
A社：1億円
B社/C社/D社/E社：5,000万円
- 補助金額
 - ・A社
1億円 × 1/2 = 5,000万円
【自己資金：5,000万円】
 - ・B社 /C社/D社/E社
5,000万円 × 3/4 = 3,750万円
【自己資金：1,250万円】

※必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。



地域の経済・雇用を支える

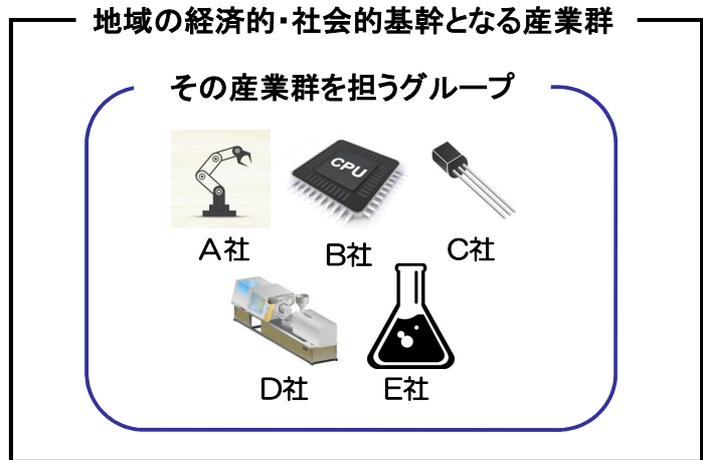
7

2-⑤ 申請の要件（地域の基幹産業集積型）

【申請イメージ】 ※中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成28年熊本地震による被災等の影響を受けていることにより、中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていることが要件となります。

地域（県全体、市町村、集落等自由に設定可能）において経済復興・雇用・コミュニティの維持にある程度の役割を果たしているグループを想定（他のグループに分類できないもの）

- 復興事業計画参加企業
中小企業A社/B社/C社/D社/E社
- 補助金交付申請
中小企業A社/B社/C社
- 必要事業費
復旧・整備に要する費用
A社・B社：1億円
C社：5,000万円
- 補助金額
 - ・A社/B社
1億円 × 3/4 = 7,500万円
【自己資金：2,500万円】
 - ・C社
5,000万円 × 3/4 = 3,750万円
【自己資金：1,250万円】



※必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。

地域の復興・雇用維持に大きく貢献

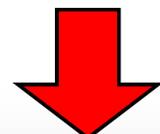
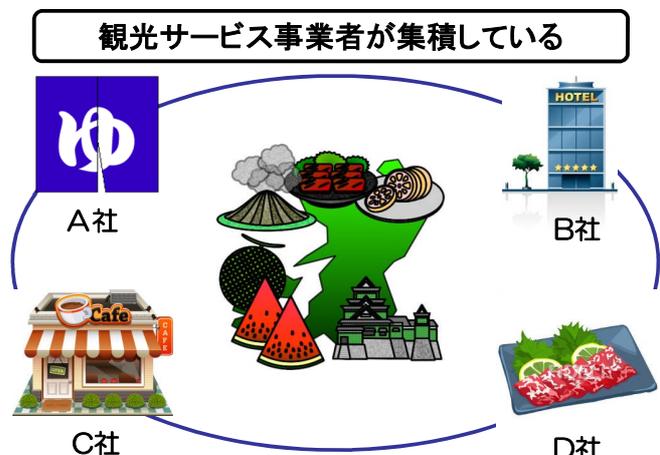
8

2-⑥ 申請の要件（観光サービス集積型）

【申請イメージ】 ※中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成28年熊本地震による被災等の影響を受けていることにより、中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていることが要件となります。

温泉や旅館等の観光サービスの関連企業者によるグループを想定

- 復興事業計画参加企業
中小企業A社/B社/C社/D社
- 補助金交付申請
中小企業A社/B社/C社/D社
- 必要事業費
復旧・整備に要する費用
A社・B社：1億円
C社・D社：5,000万円
- 補助金額
 - ・A社/B社
1億円 × 3/4 = 7,500万円
【自己資金：2,500万円】
 - ・C社/D社
5,000万円 × 3/4 = 3,750万円
【自己資金：1,250万円】



※必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。

地域の復興・雇用維持に大きく貢献

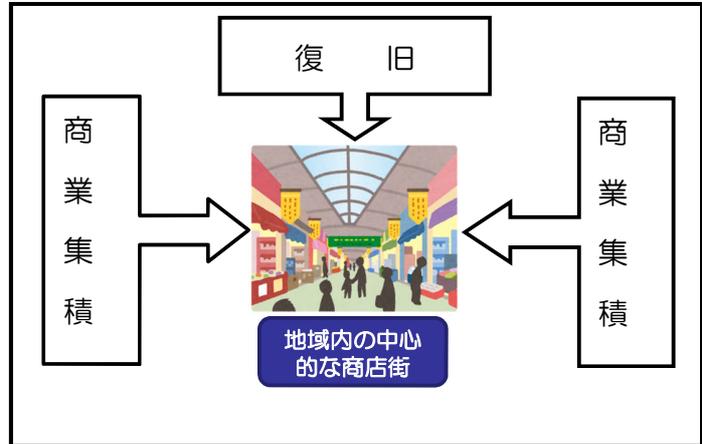
9

【申請イメージ】 ※商店街等の構成員の全部又は一部が、平成28年熊本地震による被災等の影響を受けていることにより、事業の継続が困難になっていることが要件となります。

地域の中心的な商業機能を担う商店街における事業者によるグループを想定

※商店街としての規模や地域コミュニティとしての機能を備え、市町村のまちづくり計画を踏まえた復興事業であることが必要です。

- 復興事業計画参加 商店街
 - A商店街
- 補助金交付申請
 - 30社（B商店、C商店…）
- 必要事業費
 - 復旧・整備に要する費用
 - B商店：3,000万円
 - C商店：2,000万円
- 補助金額
 - ・B商店
 - $3,000万円 \times 3/4 = 2,250万円$
 - 【自己資金：750万円】
 - ・C商店
 - $2,000万円 \times 3/4 = 1,500万円$
 - 【自己資金：500万円】



※必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。

被災地域の復興・コミュニティの再生

10

3 事業計画の期間

今回、公募を行う「復興事業計画」の計画期間については、特に制限はありませんので、各グループの被災状況等に応じて、設定してください。

また、補助事業の対象経費は、原則として、**平成28年度末までに事業が完了する案件が対象**となりますが、個々の事情に応じて**事業期間を延長するなど、個別に柔軟な対応**ができるようにいたします。

4-① 補助の対象となる経費

●中小企業等グループ及びその構成員の施設又は設備であって、熊本地震により損壊又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費が対象となります。

区 分		内 容
施設		倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他当該補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。建替・移転には、原則、全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。
設備		復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。入替の場合は、入替設備が同等品であることの確認書等が必要です。
新分野事業のみ	宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用（既存の宿舍等を復旧する場合に対象となるものではありません）
商店街型のみ	商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費

12

4-② 補助の対象となる経費

●新分野事業について

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新分野事業」という）により震災前の売上を目指すことを促すため、**従前の施設等への復旧に代えて**、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

新分野事業の例

◎新商品製造ラインへの転換 ◎生産性向上のための設備導入 ◎従業員確保のための宿舍整備 など

申請条件	補助対象経費
①グループ補助金の要件を満たしていること。 ②従前の施設等への復旧では事業再開や震災前の売上まで回復することが困難であること。 ③新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。 ※②③について認定経営革新等支援機関による確認書が必要	従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費。 ※震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする

(例) ○震災以前に所有していた設備を復旧させるために費用200万円が必要な場合

★震災以前に所有していた設備に代えて、新商品を製造するための設備を導入（費用は220万円）する場合、補助対象経費とできる範囲は、200万円まで（差額の20万円は補助対象外）
補助率が3/4であった場合の補助金は、200万円×3/4=150万円となります。

13

●補助の対象とならない経費

以下の経費は、原則として、**補助対象経費外** となります。

区 分	内 容（例示です）
被害内容を立証する資料が提出されないもの	○罹災証明がないもの（原則） ○被害状況が分かる写真等がないもの など
熊本地震に起因する被害ではないもの	○震災以前から使用不能であった施設・設備の復旧 ○震災後、震災に起因せずに故障した設備の復旧 など
参加グループの目的に合致しないもの	○商店街型での工場・機械設備の復旧 ○サプライチェーン型での商業機能復旧事業 など
事業目的に使用されていない施設等	○被災時に空き店舗であった施設の復旧 ○賃貸アパートや店舗兼住居の住居部分の復旧 など
税金等	○各種税（消費税等） ○各種手続き関係の費用 ○商品や在庫 など
事業用資産として資産計上等がなされていない設備	○単体で10万円未満のもの（消費税抜き） ○店舗備品（テーブル・イス等） など
他の目的に転用される可能性が高いもの	○福利厚生施設 ○乗用車 ○パソコン機器 ○事務用品（机、イス） など

5-① 復興事業計画認定の際の評価のポイント

計画認定は、皆さまからご提出いただきました復興事業計画を評価委員会により評価し、県の予算の範囲内において認定します。**復旧事業計画とは、個々の企業の復旧計画（工場修繕、生産機械入替等）を記載するものではありません。グループとしての復興（共同）事業の内容を記載してください。**

なお、評価のポイントは、今後、本事業を希望する皆様に作成をいただきます「復興事業計画認定申請書」の内容に従い、下記の点を中心に評価を行います。

1 事業計画全体における評価のポイント

項 目	評価のポイント
グループの特徴	県内におけるグループの役割や重要性 など （地域におけるグループの特徴、構成員の機能や役割 など）
グループの各構成員	グループ内における県内中小企業の役割や参画割合、県内中小企業への効果 など
被害の状況	施設や設備の被害の程度 など （震災による施設や設備の被害状況、グループ機能に及ぼす影響等）
復興計画の内容	復興に向けた計画の発展可能性、必要な実施体制の構築状況 など （新事業・商品開発、施設共同利用、人材育成、雇用促進、グループとして行う共同復興事業の内容、参画状況及び効果 など）
新分野事業の内容	従前の施設・設備の復旧では売上回復が困難であること、新分野事業による売上回復の見込 など
施設・設備の復旧整備並びに商業機能の復旧促進	計画に該当する施設や設備の復旧・整備の必要性 など （グループの復興に必要な合理的な復旧整備内容、必要な実施体制の構築 など）
収支計画の内容	事業内容と収支計画の整合性 など （計画の妥当性、自己資金の調達の実確実性 など）

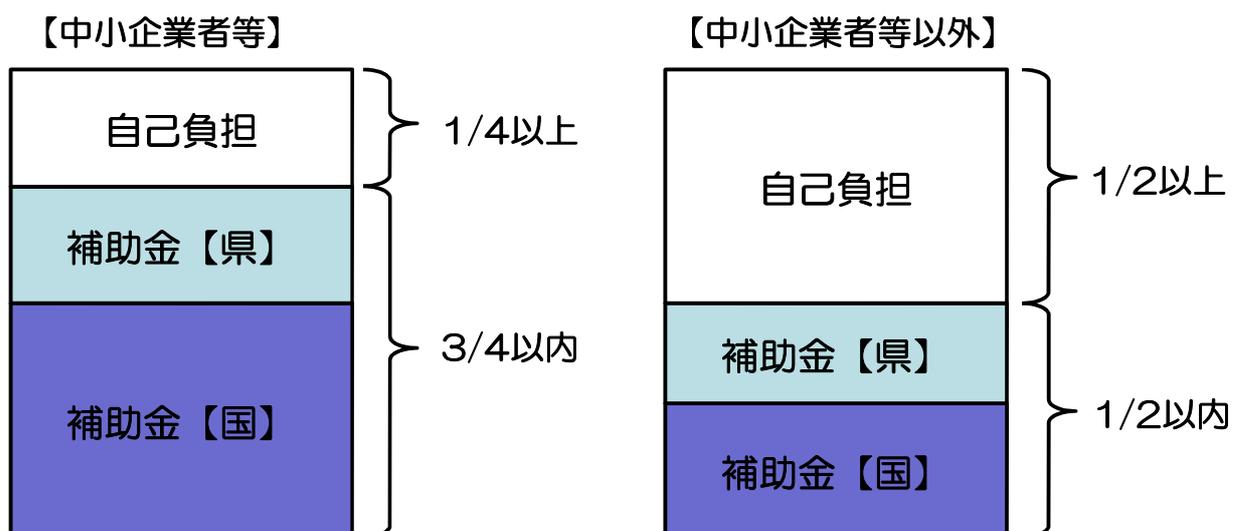
2 グループ機能ごとの評価のポイント

グループ類型	評価のポイント
サプライチェーン型	グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度 など (サプライチェーンにおけるグループの役割、グループがサプライチェーンの中で提供している特別な製品・技術・サービス内容 など)
経済・雇用効果型	県内の経済・雇用への貢献度 など (県内における経済波及効果や雇用への貢献度、企業数、売上高、雇用者数など)
地域の基幹産業集積型	県内の一定の地域における産業の集積度及び復興・雇用・コミュニティ維持への貢献度 など 【集積度】：地域内における産業群の重要性、必要性など 【地域貢献度】：グループの事業者数、売上高、雇用者数 など
観光サービス集積型	観光地や地域経済にとっての重要度及び復興・雇用維持への貢献度 など (地域内における経済波及効果や雇用への貢献度、事業者数、売上高、雇用者数 など)
商店街型	地域における社会的機能・中心的商業機能としての重要度、将来の商業集積の可能性 など (地域において、当該商店街等が担っている社会的な機能、地域において当該商店街等が有する商業拠点としての機能、市町村のまちづくり施策における当該商店街等の位置づけ など)

16

6 交付申請ができる補助金の率等

●補助率



※補助率は、あくまで上限です。必ずしもこの補助率を約束するものではありません。

※補助金の限度額は、1事業者あたり15億円となります。

※中小企業者の自己負担分については、別途、無利子貸付制度があります。

【問い合わせ先】くまもと産業支援財団 (TEL096-286-3350)

17

1 提出書類の簡素化

(1) 様式の見直し

二次公募の受付から提出様式を変更しました。

(2) 記載する内容の削減と明確化

共同事業を記載する欄について、記載すべき内容等を明確化しました。

(3) 添付書類の削減

補助金の申請を予定していない構成員について納税証明書、暴力団排除に関する誓約書に係る役員名簿の提出を不要とする等添付書類の一部について削減しました。

2 グループ組成の要件緩和

グループは、中小企業者を1者以上含む必要がありましたが、この要件を撤廃しました。(中小企業者を含まずに2者以上のグループの組成が可能となりました。)

⇒医療法人、学校法人のみのグループでの組成が可能となりました。

3 補助対象者の拡大

みなし大企業は補助対象外としていましたが、親会社からの支援を受けることが困難な場合は、補助対象とすることができます。

【親会社からの支援が受けることが困難な場合とは】

- ・親会社の経営悪化により、支援が受けられない
- ・親会社が復旧を行わず、国内外の別地域への移転を検討している等

4 補助対象経費等の取扱いの変更

(1) 施設・設備の復旧における修繕と入替の取扱い

①施設（建物）について

建替は、原則として「罹災証明書」、「建築士による証明」で『全壊』又は『大規模半壊』相当であることが必要ですが、**正当な理由があつて被災物件の修繕費よりも建替費用が安価な場合は、『全壊』又は『大規模半壊』の判定が無い場合にも建替による復旧が可能となりました。**

（建築士等による修繕よりも建替が安価になる理由書の提出（様式自由）が必要となります。）

例としては、修繕に加え耐震基準に沿った耐震補強工事を併せて行う必要があり、新築の方が安価になる場合
等

②設備について

入替を行う場合には、原則、設備メーカー等により修復不能である証明が必要でしたが、**正当な理由があつて被災設備の修理費よりも入替費用が安価な場合には、修理不能であることの証明がない場合でも入替による復旧が可能となりました。**

（「入替後の設備が従前設備と同等である旨の比較表」と「見積書による費用比較」の他「修理よりも入替が安価となる合理的な理由を専門事業者が説明した書類（任意様式）」が必要です。）

(2) リース物件の取扱い

使用者自身が所有者ではないため、使用者自身で補助金交付申請はできませんが、当該リース物件が使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合には、対象とすることができるようになりました。

リース事業者がグループの構成員として参画する必要があり、補助金交付申請もリース事業者が行うこととなります。

※リース物件自体が対象とならないもの（乗用車やパソコン機器、事務用品等）は対象にはなりません。

(3) 震災後に大家が代わった賃貸物件の取扱い

原則として、被災当時の大家が補助対象事業者となりますが、震災後に大家が代わった賃貸物件についても、店子の事業再開に不可欠な場合には、その範囲内に限り、新たな大家の賃貸物件も補助対象となります。

なお、新たな大家に対して財産処分制限が課せられますので、抵当権の設定等を行う場合は事前の手続きが必要となります。

また、当該物件を譲渡したり目的外に使用する等の場合は、補助金の返還が生じる場合もあります。

●公募期間

公募開始 平成28年8月29日（月）

1次締切 平成28年9月30日（金）

※1次締切以降に、継続して公募を続ける場合は、締切日等を県のホームページ等にてお知らせします。

●スケジュール

項目	時期（予定）
公募開始	平成28年8月29日（月）
計画認定通知	（1次締切）平成28年10月下旬（予定）

※交付申請書の提出等については、認定を受けられた場合に説明を行う予定です。

24

9-① 復興事業計画認定申請書の提出等

●提出部数 2部（正本1部、副本1部）

●提出先（郵送先）

〒862-0954 熊本市中央区神水1-24-6 建神ビル8階

『熊本県グループ補助金受付センター』 まで

○受付時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

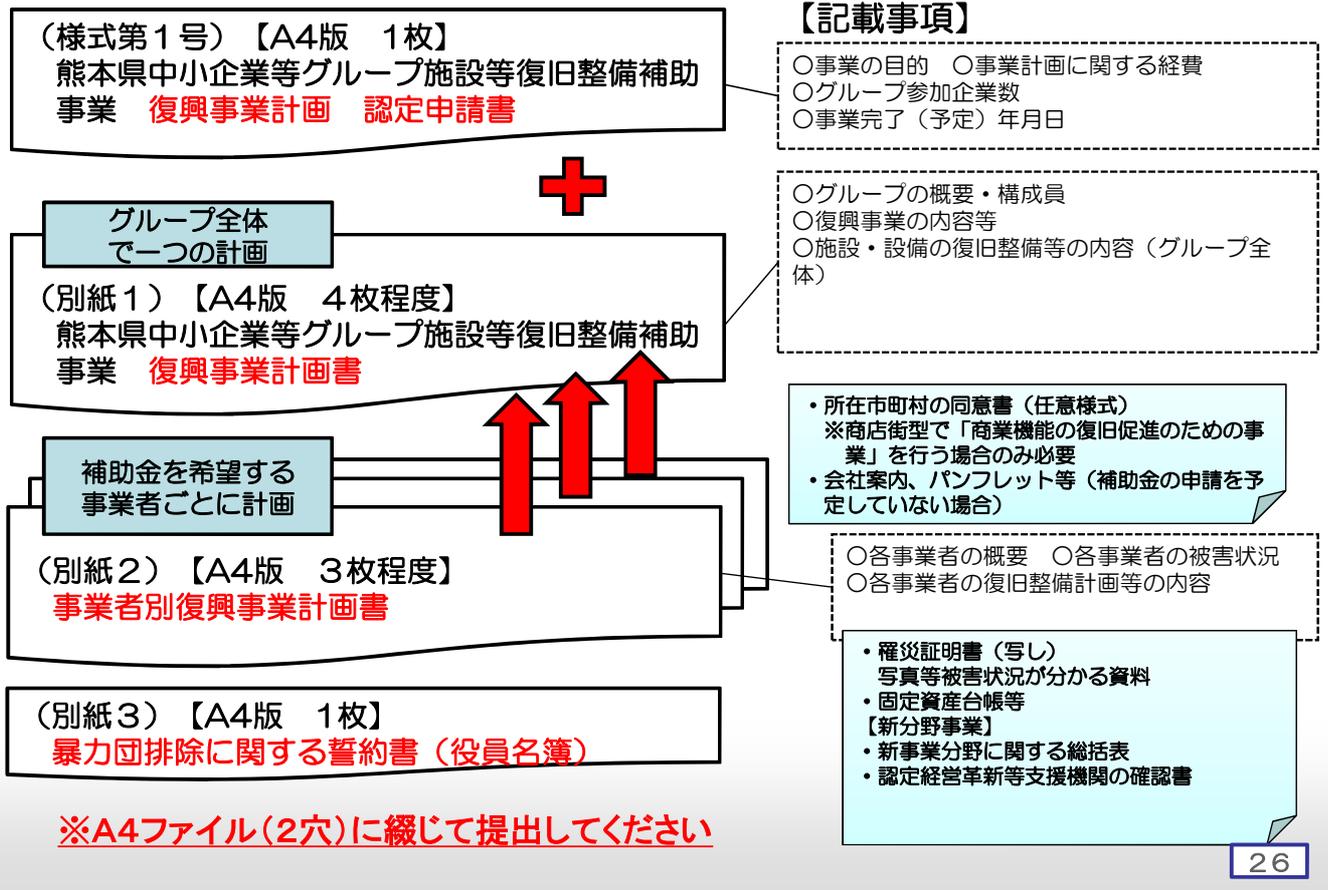
○電話番号

096-237-6611

熊本県 グループ補助金

検索 

25

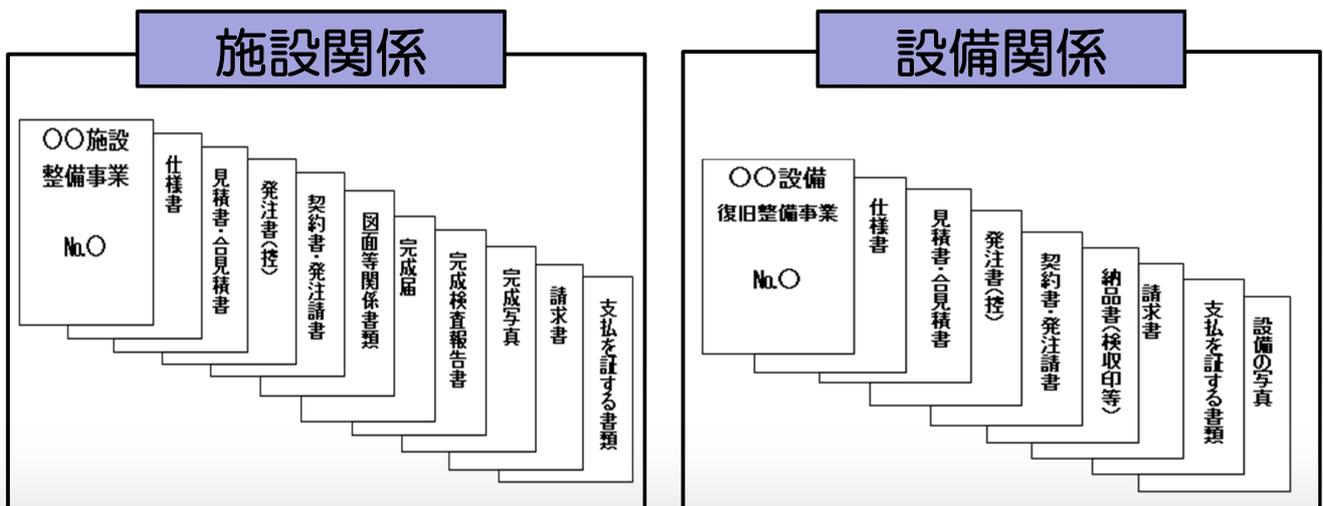


9-③ グループ認定後の補助事業で必要となる書類

補助事業を遂行するにあたっては、計画変更があった場合の変更申請や遂行状況の報告、事業完了後の実績報告など、各種手続きを行わないと、

交付決定後であっても補助金のお支払ができない場合があります。

★以下の書類の整理方法を参考に、確実な関係書類の管理をお願いします。



復興事業計画の認定を受けた際に、補助金の交付申請をすることができる事業者の要件は、下記のとおりです。復興事業計画の認定に加え、下記の要件を満たさなければ、認定を受けた事業計画に参画した事業者であっても、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

注 意 事 項

原則として、県内に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人であること

原則として、補助事業の対象となる施設、設備、共同店舗及び環境整備を県内において復旧・整備すること

商店街型グループの「商業機能の復旧促進のための事業」については、所在市町村の同意を得ており、地権調整等の目途が立っていること

特定の風俗営業事業者（※1）でないこと

※1…「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条第1項の風俗営業及び同条第5項の性風俗関連特殊営業に該当する者
ただし、同条第1項第2号の一部（料理店）及び第8号（ゲームセンター）は除く

※復興事業計画の認定は、必ずしも、補助金交付を約束するものではありませんので、ご注意願います。

※補助金交付申請時には、上記以外に資料が必要となります。

28

11 その他

●復興事業計画の「変更申請」手続きについて

既に認定を受けた復興事業計画について、その内容に変更が生じる場合、変更申請が必要となる場合があります。

【申請が必要となる場合】

- ①認定されたグループへ**新たな構成員**が加入する場合
- ②認定されたグループから**構成員が脱退**する場合
- ③復旧整備等を実施する**施設・設備の新たな追加**がある場合（※削除の場合は不要）
- ④認定された**復興事業計画の追加や一部中止等**、計画に影響する変更がある場合

詳細については、「復興事業計画の『変更申請』に係る手続きについて}をご覧ください（熊本県ホームページに掲載しています）

29

●中小企業者

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下又は3億円以下
卸 売 業	100人以下又は1億円以下
小 売 業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下
旅 館 業	200人以下又は5,000万円以下

●中堅企業

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

●大企業

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

●みなし大企業（みなし中堅企業）

以下のいずれかに該当する企業は、みなし大企業（みなし中堅企業）となります。

- ①発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- ②発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- ③大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める事業者

30

●復興支援アドバイザー制度

（独）中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という）は、熊本地震で被災された中小企業・小規模事業者の皆様が少しでも早く事業を回復できるよう、復興に向けた経営課題に的確に対応するため、熊本市に「中小企業復興支援センター」を開設しました。

復興支援アドバイザーによる「復興事業計画」策定に関する支援を
無料で実施しています。

◎共同事業計画策定に関する勉強会、アドバイス

◎共同事業のグループ内の意見とりまとめ

◎グループ構成員別復興事業計画策定に関する勉強会、アドバイス など

お問い合わせ先

○中小機構 九州 中小企業復興支援センター熊本
〒860-0812 熊本市中央区南熊本3丁目14-3
中小機構くまもと大学連携インキュベータ内
電話番号：096-364-5252
メール：fukkou-k@smri.go.jp
受付時間：10:00～17:00

31

●私有財産については、天災が原因であっても、自費による復旧が原則とされています。そのような中、本事業は、地域経済・雇用の早期回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。

●税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

グループ類型ごとのご相談は以下の連絡先まで

グループ類型	お問い合わせ先
サプライチェーン型	商工観光労働部 企業立地課 (096-333-2329)
経済・雇用効果型	【ものづくり】商工観光労働部 産業支援課 (096-333-2319・2321) 【まちづくり】商工観光労働部 商工振興金融課 (096-333-2316)
地域の基幹産業集積型	【ものづくり】商工観光労働部 産業支援課 (096-333-2319・2321) 【まちづくり】商工観光労働部 商工振興金融課 (096-333-2316)
観光サービス集積型	商工観光労働部 観光課 (096-333-2334)
商店街型	商工観光労働部 商工振興金融課 (096-333-2326)